

大阪府私立専修学校修学支援実証研究事業に係る支援金交付要綱

(通則)

第1条 この要綱は、大阪府私立専修学校修学支援実証研究事業実施要綱（以下「実施要綱」という。）第3の1（1）イの規定に基づき、予算の定めるところにより、大阪府補助金交付規則（昭和45年大阪府規則第85号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、大阪府私立専修学校修学支援実証研究事業に係る支援金（以下「支援金」という。）の交付に必要な手続きを定める。

2 補助金の交付について、規則の規定を適用する場合は、規則中、「知事」とあるのは、「大阪府教育長（以下「教育長」という。）」と読み替えるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 この要綱において「支援校」とは、実施要綱第3の1（1）アの規定による支援校をいう。
- 二 この要綱において「支援対象生徒」とは、実施要綱第3の1（1）アの規定による支援対象生徒をいう。
- 三 この要綱において「計画」とは、実施要綱第5の3の規定による教育長の承認を受けた実施計画、又は実施要綱第6の2の規定による教育長の変更の承認を受けた変更実施計画をいう。

(設置者への委任)

第3条 支援対象生徒は、支援金の受領及び受領に必要な事務手続きについては、支援校の設置者（以下「設置者」という。）に委任するものとする。

2 前項の委任は、実施要綱第5の1（1）に規定する支援申込書（様式第1号）により行うものとする。

(補助の対象)

第4条 この要綱に定める支援金の交付の対象となる者は、実施要綱第3の1（1）イ及び前条の規定に基づき、支援対象生徒に代わって支援金を受領する設置者とする。

2 支援金は支援対象生徒が納付すべき授業料の全部又は一部に充当するものとし、設置者が自ら実施する授業料その他納付金の減免等（実施要綱第4の1（1）ウの規定に基づき実施する授業料減免を含む。）に充ててはならない。

(支援金の額)

第5条 実施要綱第3の1（1）アの規定による支援金の額は、実施要綱第4の1（1）ウの規定に基づき、設置者が支援対象生徒に実施した授業料減免額を基礎として算定した金額の2分の1以内とする。ただし、1年間の授業料に充てる支援金の上限額は、支援校の学則で定める授業料の4分の1の金額及び専門学校生については25万円、高等専修学校生については10万

円を超えないものとする。

(支援金の交付の申請)

第6条 規則第4条第1項の申請をしようとする設置者は、大阪府私立専修学校修学支援事業に係る支援金交付申請書(様式1)(以下「交付申請書」という。)を、教育長に対し、その定める期日までに提出するものとする。

2 交付申請の内容は、計画に基づくものでなければならない。交付申請の内容が、計画と異なる場合は、当該交付申請に先立ち、実施要綱第6の2の規定による教育長の計画の変更承認を受けなければならない。

(支援金の交付の決定及び通知)

第7条 教育長は、前条第1項の規定による交付申請書の提出があったときは、規則第5条の規定により支援金の交付の決定を行い、規則第7条の規定により支援金の交付を受けようとする設置者に通知するものとする。

(支援金の交付の条件)

第8条 規則第6条第2項の規定により付する条件は、次に掲げるものとする。

- 一 支援金の交付を受けた設置者(以下「補助事業者」という。)は、支援金の収入及び支出を記載した帳簿を備え経理の状況を常に明確にし、支援金の授受に関するすべての関係書類とともに支援金を受領した日の属する年度の翌年度から10年間保存しなければならない。
- 二 支援金の交付に関しての調査又は報告を求められたときは、これに従わなければならない。
- 三 その設置する支援校の授業料の額を変更したときは、授業料の額を証明する書類(学則その他)の写しを速やかに教育長に提出しなければならない。
- 四 その設置する支援校に在学する支援対象生徒に対して、その授業料を減免したときは、その旨を速やかに教育長に届け出なければならない。

(交付の変更)

第9条 補助事業者は、補助事業の内容を変更しようとするときは、あらかじめ大阪府私立専修学校修学支援実証研究事業に係る支援金変更交付申請書(様式2)(以下「変更交付申請書」という。)を教育長に提出し、その承認を得なければならない。

2 変更交付申請の内容は、計画に基づくものでなければならない。変更交付申請の内容が、計画と異なる場合は、当該変更交付申請に先立ち、実施要綱第6の2の規定による教育長の計画変更承認を受けなければならない。

3 教育長は、第1項の変更交付申請書の提出があった場合は、速やかに当該申請を審査し、変更の承認又は不承認の決定をするものとする。

4 教育長は、前項の規定に基づく承認をする場合において、必要に応じて、内容を変更し、条件を付することができるものとする。

5 教育長は、支援金の変更の承認又は不承認の決定をしたときは、その内容及び付した条件を補助事業者に通知するものとする。

(支援金の交付)

第 10 条 教育長は、支援金の交付の決定をした額の全額又は一部を概算払により交付することができる。

- 2 前項の規定による支援金の交付を受けようとする補助事業者は、規則第 7 条の規定による通知を受けた日以後速やかに、大阪府私立専修学校修学支援実証研究事業に係る支援金(概算払)支払請求書(様式 3)を教育長に提出しなければならない。

(交付対象事業の実施)

第 11 条 支援金の交付を受けた補助事業者は速やかに、補助事業を実施するものとする。

- 2 補助事業の実施方法は、還付、又は支援対象生徒が納付すべき授業料への充当によるものとし、補助事業者は実施をしたことを確認できる書類を作成しなければならない。
- 3 補助事業の実施は、すべて同年度内に完了しなければならない。

(実績報告)

第 12 条 規則第 12 条の規定による報告は、大阪府私立専修学校修学支援実証研究事業に係る支援金実績報告書(様式 4)(以下「実績報告書」という。)により補助事業が完了した日の翌日から起算して 30 日以内に、教育長に提出することにより行わなければならない。

- 2 前項の実績報告書には、支援金が支援対象生徒の授業料に充当されたことを証明する証跡書類を添付するものとする。ただし、補助事業者がこれらの書類を提出することができない場合であって、教育長が特別の理由があると認めるときは、別に定めるところによるものとする。

(支援金の額の確定及び通知)

第 13 条 教育長は、前条の実績報告書の提出を受けたときは、規則第 13 条の規定により支援金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

(支援対象生徒が支援対象生徒の要件を満たさなくなった場合における支援金の返還)

第 14 条 教育長は、支援対象生徒が、実施要綱第 4 の 2 に規定する要件を満たさなくなった場合において、既に当該生徒に係る支援金が交付されているときは、当該補助事業者に対し、期限を定めて、既に交付した当該生徒に係る支援金の全額の返還を命ずるものとする。

(支援対象生徒が休学・退学等した場合における支援金の返還)

第 15 条 教育長は、支援対象生徒が、設置者から休学・退学等の理由により授業料を返納された場合において、既に当該生徒に係る支援金が交付されているときは、当該補助事業者に対し、期限を定めて、既に交付した当該生徒に係る支援金の全額の返還を命ずるものとする。ただし、補助事業者から支援対象生徒への返納額を上限額とする。

- 2 補助事業者が既納の授業料を支援対象生徒に返納しないことを定めている場合には、前項の規定は適用しない。

(支援金の額を確定した場合における支援金の返還)

第 16 条 教育長は、規則第 13 条の規定による支援金の額の確定をした場合において、既にその額をこえる支援金が交付されているときは、規則第 16 条第 2 項の規定に基づき、返還を命ずるものとする。

2 前項の支援金の返還期限は、当該命令のなされた日から 20 日以内とする。

3 前項に規定する期限内に納付がない場合には、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

4 教育長は前項の場合において、期限内に納付がないことにつきやむを得ない理由があると認めるときは、当該延滞金の全部又は一部を免除することができる。

(交付決定の取消等)

第 17 条 教育長は、次に掲げる事由に該当すると認める場合には、規則第 5 条に規定する支援金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

一 補助事業者が、法令、規則、本要綱、支援金の交付の決定の内容、これに付した条件又は法令、実施要綱若しくは本要綱に基づく教育長の処分若しくは指示に違反した場合

二 補助事業者が、交付を受けた支援金を他の用途に使用した場合

三 補助事業者が、支援金に関して不正、怠慢、虚偽その他不適當な行為を行った場合

四 交付の決定後生じた事情の変更等により、支援金の全部又は一部が必要でなくなった場合

2 教育長は、前項の取消又は変更を行った場合には、交付した支援金のうち当該取消又は変更に係る部分の全部又は一部に相当する金額の返還を命ずるものとする。

3 教育長は、第 1 項第 1 号から第 3 号までの事由に該当することを理由として交付決定を取り消し又は変更し、前項の規定による支援金の返還を命ずる場合には、補助事業者に対し、当該命令に係る支援金を補助事業者が受領した日から、当該命令により返還すべき支援金を補助事業者が納付するまでの期間に応じて、年利 10.95 パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

4 第 2 項の規定に基づく支援金の返還及び前項の規定に基づく加算金の納付については、前条第 2 項から第 4 項の規定を準用する。

5 前項の規定は、交付すべき支援金の額の確定があつた後においても適用があるものとする。

6 教育長は、支援金の交付の決定を取り消し又は変更したときは、速やかにその旨を補助事業者に通知するものとする。

(補助事業者の責務)

第 18 条 補助事業者は、支援金の交付に関する事務を適正に行うとともに、それにより知り得た個人情報の保護の重要性を認識し、個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう必要な措置を講ずるとともに、個人情報の保護に関する府の施策に協力する責務を有する。

(その他)

第 19 条 この要綱に定めるもののほか、支援金の交付に関し必要な事項は、別に教育長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行し、平成 28 年度の事業から適用する。
- 2 この要綱は、令和 5 年 5 月 31 日限り、その効力を失う。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年 6 月 18 日から施行し、令和元年度の事業から適用する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 10 月 8 日から施行し、令和 2 年度の事業から適用する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 5 月 31 日から施行し、令和 3 年度の事業から適用する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱は、令和 6 年 5 月 31 日限り、その効力を失う。